慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	保険会計をめぐる議論の変遷 : 保険負債と新契約費の関係に注目して
Sub Title	A change in the discussion of insurance accounting : focusing on the relationship between insurance liabilities and acquisition costs
Author	川﨑, 芙有(Kawasaki, Fuyu)
Publisher	慶應義塾大学大学院商学研究科『慶應商学論集』編集委員会
Publication year	2015
Jtitle	慶應商学論集 (Keio business and commerce review). Vol.28, No.1 (2015.) ,p.41- 62
JaLC DOI	
Abstract	本稿では, 保険負債と新契約費の会計処理の関係に注目して, IASB及びFASBを中心とした昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を検討する。そこでは, どの公表物においても, 保険契約の獲得, 締結, 開始時点において, 新契約費の単独での一括費用計上により, (保険者が収益性のある保険契約を獲得したにもかかわらず)保険者の業績が圧迫されることを回避する意図があると考えられる。IASBの初期の公表物では, 初日利得の計上と新契約費の一括費用処理はいわばセットで取り扱われている。2010年のIASB及びFASBの公表物では, 初日利得の計上を禁止したことにより, 新契約費の処理も見直され, 新契約費は保険負債の測定値に含められることとなり, この点は, 2013年のIASBの公表物に引き継がれる。しかし, この見直しの結果, 2010年のIASB及びFASBの公表物, そして, 2013年のIASBの公表物では, 履行義務として捉えられる保険負債の測定値に, 履行義務を果たすために生じるものではない新契約費が含まれるという問題が生じた。一方, 2013年のFASBの公表物では, 新契約費は, 保険負債ではなく(保険負債から分離された)マージンに含められた。この公表物では, 2010年のIASB及びFASBの公表物, そして, 2013年のIASBの公表物における上述の問題が解消されたものの, 新契約費をマージンに含めるという会計処理にも問題があることが指摘される。この会計処理は, いわば消去法によって導き出されたものといえ, 保険契約に関する貸方の項目を, 保険負債とマージンに限らないのであれば, 例えば, 「保険契約獲得に係る負債」といった勘定を別途設けることが考えられる。
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10088763-20150930-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應商学論集
第28巻第1号
2015 年 9 月

研究ノート

保険会計をめぐる議論の変遷
―保険負債と新契約費の関係に注目して―

川　﨑　芙　有

＜要　　約＞

本稿では、保険負債と新契約費の会計処理の関係に注目して、IASB 及び FASB を中心とした昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を検討する。そこでは、どの公表物においても、保険契約の獲得、締結、開始時点において、新契約費の単独での一括費用計上により、（保険者が収益性のある保険契約を獲得したにもかかわらず）保険者の業績が圧迫されることを回避する意図があると考えられる。IASB の初期の公表物では、初日利得の計上と新契約費の一括費用処理はいわばセットで取り扱われている。2010 年の IASB 及び FASB の公表物では、初日利得の計上を禁止したことにより、新契約費の処理も見直され、新契約費は保険負債の測定値に含められることとなり、この点は、2013 年の IASB の公表物に引き継がれる。しかし、この見直しの結果、2010 年の IASB 及び FASB の公表物、そして、2013 年の IASB の公表物では、履行義務として捉えられる保険負債の測定値に、履行義務を果たすために生じるものではない新契約費が含まれるという問題が生じた。一方、2013 年の FASB の公表物では、新契約費は、保険負債ではなく（保険負債から分離された）マージンに含められた。この公表物では、2010 年の IASB 及び FASB の公表物、そして、2013 年の IASB の公表物における上述の問題が解消されたものの、新契約費をマージンに含めるという会計処理にも問題があることが指摘される。この会計処理は、いわば消去法によって導き出されたものといえ、保険契約に関する貸方の項目を、保険負債とマージンに限らないのであれば、例えば、「保険契約獲得に係る負債」といった勘定を別途設けることが考えられる。

＜キーワード＞
保険負債、新契約費、初日利得、履行義務、マージン

1．はじめに

近年、保険会計についての議論が盛んに行われている。そこでの最も重要な論点は保険負債の測定であるといえるが、保険会計の論点としては、いわゆる新契約費（Acquisition Costs）の会計処理も挙げられる。新契約費は、「保険契約の販売、引受、開始時に生じるコスト[1)]」であり[2)]、換言すれば、保険契約の獲得から締結・開始にいたるまでに生じるコストである。より具体的には、保険契約の獲得を保険者自身で行っている場合にはこれらの時点における保険者の従業員の労働用役の提供により生じる給料が、保険契約の獲得を代理店に任せている場合には代理店への手数料が挙げられるが[3)]、本稿では、基本的に、保険契約の獲得を保険者自身で行っている場合を想定する。

昨今のIASB（International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会）及びFASB（Financial Accounting Standards Board：財務会計基準審議会）における保険会計の議論を概観すると、保険負債と新契約費の会計処理は密接に関係しているようである。そこで、本稿では、保険負債と新契約費の会計処理の関係に注目して、昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を整理する。

２．以降では、昨今のIASB及びFASBの公表物について、順次検討していくが、図表１では、これらの公表物における新契約費の会計処理の概要を示してある。この図表から分かるように、IASBの前身組織であるIASC（International Accounting Standards Committee：国際会計基準委員会）のIP（1999）、IASBのDSOP（2001）、そしてIASBのDP（2007）では、大まかにいえば、同様の記述がなされていると考えられるので、これらを初期の公表物として一括りに捉えることとする[4)]。本稿では、IASB（IASC）の初期の公表物から、2010年のIASB及び

1） IASB[2013]Appendix A。

2） 保険契約についての一連の流れは、簡潔にいうと、以下のようになる。保険者が、保険契約者に保険契約を販売し保険契約者からの申込を受ける、つまり、保険契約を獲得すると、保険者は、保険契約者からの告知に基づき健康状態などの診査を行い、問題がなければ、保険契約を引き受ける、つまり、保険契約を締結する。その際には、保険証券の発行といった手続が行われ、場合によっては保険契約者から初回の保険料が振り込まれることになる（トーマツ[2011]92-95頁が参考になる）。こうしたプロセスを経て、保険契約が開始される。その後、保険契約期間中に契約記載の事象が生じると、保険者は保険金の査定手続を行い、保険契約者に保険金を支払うことになる。そして、保険契約期間が経過すると、保険契約は終了する。

3） トーマツ[2013]173頁が参考になる。

4） IASBのIFRS4（2004）は、暫定的に設けられた基準であり、各国でなされている現行の実務の大部分について、その継続を認めるものになっている（IASB[2004]paras. 25, BC4-5, BC78、Ebbers[2007]pp. 248-249を参照）。そこでは、新契約費について特段の規定を設けていないため、検討から基本的には除外する。すなわち、IFRS4（2004）では、いわゆる繰延新契約費の取扱いは、現行の会計モデルの重要な一部であり、これらのモデルの基礎的な再検討を行わないかぎりは容易に改訂することができないとし、繰延新契約費の計上を禁止してもいなければ要求してもいない（IASB[2004]

FASB の公表物、そして 2013 年の IASB 及び FASB の公表物への変化を、さきに述べた論点に注目して、整理していく[5) 6)]。

図表 1　各公表物における新契約費の会計処理の概要

年	設定主体	公表物	新契約費の会計処理（概要）
1999	IASC	IP（Issues Paper: 論点書）	発生時に費用処理
2001	IASB	DSOP（Draft Statement of Principles: 原則書草案）	発生時に費用処理
2004	IASB	IFRS4（International Financial Reporting Standard 4: 国際財務報告基準第 4 号）	規定なし
2007	IASB	DP（Discussion Paper: 討議資料）	発生時に費用処理
2010	IASB	ED（Exposure Draft: 公開草案）	保険負債の一部として処理
2010	FASB	DP（Discussion Paper: 討議資料）	保険負債の一部として処理
2013	IASB	再 ED（Revised Exposure Draft: 再公開草案）	保険負債の一部として処理
2013	FASB	ED（Exposure Draft: 公開草案）	マージンの一部として処理

２．初期の公表物

初期の公表物では、新契約費は、それが生じた時点において費消しており、資産の定義を満たさないことから、発生時に費用として処理すべきと提案されている[7)]。そして、初期の公表物においては、大まかにいえば、保険契約を金融商品として捉えており[8)]、また、この当時、金融商品の現在出口価値（公正価値）による測定が検討されていることから、保険負債（あるいは保険資産）を現在出口価値で測定することが提案されている[9)]。

---

paras. BC115-116 を参照）。

5）　別稿「保険会計をめぐる議論の変遷―「資産負債アプローチからハイブリッドアプローチへ」に代わる考え方による検討―」（掲載誌名や公表時期は未定）では、保険契約の捉え方や保険負債の捉え方が、保険負債の測定や包括利益計算書の表示を規定するという考え方のもと、昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を検討しているが、そこでは、新契約費については捨象している。本稿は、この別稿の補論にあたり、本稿での検討は、別稿における考察を基礎にしてなされている。本稿では、議論の前提として必要な部分を、当該別稿から随時抽出している。

6）　2008 年から、保険会計基準設定の議論は、IASB と FASB の共同で行われるようになった（FASB［2010b］para. 3 を参照）。しかしながら、IASB と FASB の見解の相違は埋まらず、2014 年に共同による議論は解消されている（詳細は FASB［2014］を参照）。

7）　IASC［1999］paras.328,402、IASB［2001］paras.4.180,4.182、IASB［2007］para.165 を参照。
資産は、「過去の事象の結果として企業により支配され、将来の経済的便益が企業に流入することが予想される資源」（IASC［1999］para.128（a）、IASB［2001］para.2.20（a）、IASB［2007］Appendix I）と定義される。

8）　IASC［1999］paras.13, 537、IASB［2001］para. 1. 27 を参照。ただし、IASB［2004］及び IASB［2007］では、この点について明言されていない。

9）　IASC［1999］では、当時の金融商品の国際会計基準である IAS39 が、金融商品についての全面公正

保険負債を現在出口価値で測定するときの、現在出口価値というのは、現時点において保険者が保険契約を仮想的な第三者（市場参加者）に移転（売却）するために、企業が保険契約の移転の対価として第三者に支払わなければならない金額であり[10]、それは、現時点の移転（売却）価格といえる。

保険契約についての現在出口価値は、第三者が、将来に亘り負担すると予想するキャッシュアウトフロー（COF）から、将来に亘り受領すると予想するキャッシュインフロー（CIF）を控除し、そこに、リスク調整（risk adjustment: RA）を加味した金額を貨幣の時間価値を反映する利子率で割り引いて算定される[11]。この価格を算定するための要素であるキャッシュアウトフロー（COF）には予想される保険金と諸経費が、また、キャッシュインフロー（CIF）には予想される保険料が該当する。そして、リスク調整（RA）は、簡潔にいえば、保険契約から生じる将来キャッシュフローの不確実性（リスク）を負担することに対して第三者が要求する報酬であり[12]、貨幣の時間価値を反映する利子とともに、正常利益として捉えられる[13]。

価値会計を要求する新しい基準に置き換えられるのであれば、保険負債も公正価値（出口価値）で測定されるべきであり、そうした新しい基準が設定されないのであれば、別の測定属性を選ぶことが適切であるとされる（paras. 164, 597 を参照）。別の測定属性というものの具体的な言及はなされていないが、*Ibid.*, para. 161（Table2 の(b)(ⅰ)(ⅱ)）の記述から、非公正価値の場合においても、公正価値の測定と概ね同様の方法で測定することが提案されていると解釈される。

IASB[2001]では、金融商品の国際会計基準である IAS39 が、金融資産と金融負債のほとんど全てに公正価値測定を導入する基準に置き換えられるのであれば、全ての保険資産及び保険負債を公正価値で測定すべきであるとし、一方、そうでない場合には、保険資産及び保険負債を企業固有の価値で測定すべきであるとしている（3.3-3.4, 3.24 を参照）。ただし、企業固有の価値を構成する要素であるリスク調整の算定の基礎となるリスク選好については、第三者（市場参加者）のリスク選好を反映すべきとしており、従って、そこでいう企業固有の価値は、公正価値に近い性質のものであると捉えられる（*Ibid.*, paras. 5.21, 5.24 を参照）。

また、IASB[2004]para.BC6(b), IASB[2007]para.118 も参照。

10） IASC[1999]paras. 581(b), 589、IASB[2001]para. 3. 4、IASB[2007]para. 118 を参照。また、IASB[2004]Appendix A も参照。

11） IASC[1999]paras. 564-566、IASB[2001]para. 4. 1、IASB[2007]paras. 31, 72, 86 を参照。リスク調整については、様々な言い方（リスクプレミアムなど）があるが、後述する IASB[2010b]と IASB[2013]では、「リスク調整」と記載されており、本稿では、一貫して、「リスク調整」という言葉を用いることにする。

12） IASC[1999]では、保険負債の公正価値の推定の際には、「見積もられる将来キャッシュフローに固有の不確実性を負担することに対して市場参加者が要求するプレミアムを含むべき」（para. 619）としている。また、IASB[2007]では、リスクマージンは、「リスクを負担することへの報酬」（para. 75）であり、「市場参加者がリスクを負担することに対して要求するマージンの明示的で偏りのない見積りであるべき」（para. 86(b)）としている。

13） この点は、Macve and Serafeim[2006]pp. 20-22 が参考になる。

現在出口価値の算定式は、単純化のため利子率を 0% と仮定する[14] と、1式のように表せる。1式を構成する右辺の各項の添え字 M は、各項が仮想的な第三者（市場参加者）による見積りであることを示す。

現在出口価値 = $COF_M - CIF_M + RA_M$　…1

ここで、新契約費を負担するのは、保険契約を締結した保険者なのであり、仮想的な第三者は、保険者が締結した保険契約を引き継ぐだけであって、従って、仮想的な第三者に新契約費の負担が生じることはない。よって、現在出口価値の算定の際に考慮される将来キャッシュアウトフロー（COF_M）に、新契約費は含められない[15]。一方、将来キャッシュインフロー（CIF_M）は予想される保険料のことであるが、通常、保険料には、新契約費を賄う部分が含まれている。保険契約締結時点では、通常、1式の 2 項が 1 項と 3 項を上回るため、保険資産が計上され、これに対応して、いわゆる初日利得が計上されるが、この初日利得の金額は、新契約費に見合う金額と保険契約から期待される超過利益（正常利益を上回る利益）[16] の金額の合計[17] であると考えられる。従って、保険契約締結時点では、新契約費が費用処理されるとともに、初日利得が計上される。そして、初日利得の金額のうち、新契約費に見合う部分と、一括で費用計上された新契約費が相殺され、よって、初日利得のうちの超過利益が、保険契約締結時点における利益の金額となる。

新契約費は、保険契約の初年度に多額に生じるが、これを一括で費用処理する一方、初日利得がなんら計上されない場合には、利益が圧迫され、たとえ収益性のある保険契約を獲得・締結したとしても、それにもかかわらず、業績が低下しているようにみえることになり[18]、収益性のある保険契約を獲得・締結したという経済的実態が適切に示されないという懸念が生じる。従って、これを避けるには、少なくとも、新契約費に見合う金額の初日利得が計上される必要がある[19]。保険負債（あるいは保険資産）の現在出口価値での測定による初日利得の計上と、新契約費の一括での費用計上が同時期になされることは、保険契約の初年度に保険者の業績が圧迫されるという問題を回避する効果を有しており、むしろ、その効果を期待しているともいえる。つまり、初日利得の計上と、新契約費の一括費用計上はいわばセットとして考えられている。

14）　利子率を 0% と仮定して、議論を単純にする手法は、Forfar and Masters[1999]、Macve and Serafeim[2006]、Horton *et al.*[2011]に学んでいる。

15）　この点は IASB[2007]paras. 162-163 を参照。また、IASB[2015]para. 6.26(b)も参考になる。

16）　正常利益・超過利益については、Macve and Serafeim[2006]pp. 20-25、Horton *et al.*[2011]p. 499 が参考になる。

17）　この点については、注 31 で詳しく検討している。

18）　IASB[2001]para. 4. 181、トーマツ[2013]173 頁を参照。この現象は 'new business strain'（Horton and Macve[1998]p. 70）といわれる。

19）　この点については、IASB[2010b]paras. BC137, BC49(a)(iii),BC47(f)の記述も参考になる。

3．2010 年の公表物

（1）初日利得の阻止

このように、IASB の初期の公表物では、初日利得が計上され、新契約費が費用計上されることが提案されているが、この後に公表された IASB の ED（2010）では、「保険者は初日利得を認識すべきではない[20]」とされ、その理由として、保険契約締結時では、保険者は「履行義務を充足していない[21]」ということが挙げられている。こうした考え方により、初日利得は計上されないことになるが、かりに、初日利得を計上しない一方、新契約費を一括で費用処理するとなると、利益が圧迫されるというさきに述べた問題が生じる。従って、初日利得の阻止は、新契約費の一括費用処理の阻止に繋がる。

新契約費の一括費用処理を阻止するには、繰延新契約費の計上が検討されるが、繰延新契約費は将来の経済的便益の流入（保険料収入）をもたらす資源とはいえず、従って、資産の定義を満たさないと考えられる[22]。また、かりにそれが将来の経済的便益の流入（保険料収入）を暗示しているものであると捉えれば、資産の定義を満たす可能性がある[23]が、しかしながら、将来の経済的便益の流入（保険料収入）は、保険負債（あるいは保険資産）の測定において考慮されているため、この場合に、繰延新契約費を計上するのは、二重計上に繋がる[24]。つまり、新契約費について、資産として計上できないということになり、ではどのように会計処理するのかという点が問題となる。この点を念頭に置きながら、2010 年の公表物について、検討を行う。

（2）保険負債の測定

IASB の ED（2010）では、新契約費を、保険金や諸経費とともに保険負債の測定値を構成す

20） *Ibid.*, para. BC121。

21） *Ibid.*, para. BC121(a)。

22） IASC[1999]paras. 128(a), 328, 402、IASB[2001]para. 4. 182 を参照。

23） つまり、「保険契約は保険者にとっての無形資産を創出し、新契約費はそのような資産の適切な測定である」（IASC[1999]para. 159(a)）という見解が考えられる。

ただし、その一方で、企業は保険契約の締結によって「無形資産を創出するが、新契約費は無形資産ではない。たとえ企業が契約を引き受けるためにコストを負わないとしても、無形資産は存在する」（*Ibid*., para. 325）という見解もある。

24） IASC[1999]paras. 328, 402、IASB[2001]para. 4. 182 を参照。

なお、予想される保険料収入のうち、新契約費を賄う部分を分離し、これを保険負債の測定に含めない場合には、繰延新契約費を計上しても、二重計上にはならないと考えられる。

る将来キャッシュアウトフローに含めることが提案されている[25]。さらに、「残余マージン[26]」（residual margin: RM）というものを、保険負債の測定値を構成する要素の一つとすることによって、初日利得の計上を完全に阻止している。また、同年に公表されたFASBのDP（2010）においても、同様に、新契約費は、保険金や諸経費とともに保険負債の測定値を構成する将来キャッシュアウトフローに含められ[27]、さらに、「複合マージン[28]」（composite margin: CM）というものを、保険負債の測定値を構成する要素の一つとすることによって、初日利得の計上を完全に阻止している。

IASBのED（2010）では、保険負債は、「履行キャッシュフローの現在価値（present value of the fulfilment cash flows）[29]」と既述の「残余マージン」により測定される。これまでと同様に利子率を0%と仮定すると、その算定式は、簡潔には、2式のように表される。なお、初期の公表物では、保険負債は、仮想的な第三者（市場参加者）の観点から見積もられ、このことを1式では、各項の添え字のMで表現した。一方、IASBのED（2010）では、保険負債は、保険者自身の観点から見積もられることが提案されており、この点について、以下の式では、各項の添え字のESで表現している。

保険負債＝［履行キャッシュフローの現在価値］＋［残余マージン］

$$= [COF_{ES} - CIF_{ES} + RA_{ES}] + [RM_{ES}] \quad \cdots 2$$

同様に、FASBのDP（2010）においては、保険負債は、「純キャッシュフローの確率により加重された見積りの現在価値（present value of the probability-weighted estimate of net cash flows）[30]」と既述の「複合マージン」により測定される。これまでと同様に利子率を0%と仮定すると、その算定式は、簡潔にいうと、3式により表される。

保険負債＝［純キャッシュフローの現在価値］＋［複合マージン］

$$= [COF_{ES} - CIF_{ES}] + [CM_{ES}] \quad \cdots 3$$

そして、既述のように、IASBのED（2010）とFASBのDP（2010）では、ともに、新契約費

25）　より正確には、保険負債の測定値に含められるのは増分新契約費と規定されている（IASB［2010b］paras. 39(a), B61(f)を参照）。増分新契約費は、「保険者が特定の契約を発行しなかったならば、発生しなかったであろう、その契約の販売、引受、開始のコストであり、その他の直接及び間接コストは含まれない」（*Ibid.*, Appendix A）と定義される。保険負債に含める新契約費の範囲は重要な論点であるが、本稿では、こうした範囲の論点については取り上げない。

26）　*Ibid.*, para. 17(b)。

27）　より正確には、保険負債の測定値に含められるのは増分新契約費と規定されている（FASB［2010b］para. 59を参照）。

28）　*Ibid.*, paras. 50-51。

29）　IASB［2010b］para. 17(a)。

30）　FASB［2010b］para. 50。

を COF_{ES} に含めている。

保険契約締結時点では、残余マージンは履行キャッシュフローの現在価値に反対の符号を付した金額で測定され、また、複合マージンは純キャッシュフローの現在価値に反対の符号を付した金額で測定される。よって、保険契約締結時点の保険負債の測定値は、2式、3式ともに0となり、これを示したものが4式[31]と5式である。また、6式は、保険契約締結時点における、複合マージンとリスク調整・残余マージンの関係を示す。基本的には、リスク調整（RA_{ES}）は保険者にとっての正常利益であり、残余マージンは、正常利益であるリスク調整を超えて、保険者自身が持つ何らかの強みにより追加で要求することができる報酬（超過利益）であると考えられる[32]。

$0 = COF_{ES} - CIF_{ES} + RA_{ES} + RM_{ES}$ …4

$0 = COF_{ES} - CIF_{ES} + CM_{ES}$ …5

$CM_{ES} = RA_{ES} + RM_{ES}$ …6

31） 初期の公表物の検討において、保険負債を現在出口価値で測定すると、保険契約締結時に初日利得が生じ、この初日利得の金額は、新契約費に見合う金額と超過利益の金額の合計であると述べたが、この点については、IASB の ED（2010）における保険負債の測定と比較すると、明確になる。

IASB の ED（2010）では、保険契約締結時において、保険負債は4式（$0 = COF_{ES} - CIF_{ES} + RA_{ES} + RM_{ES}$）により測定され、新契約費（正確には増分新契約費）は COF_{ES} のなかに含まれている。4式の各要素を言葉で示すと、4' 式のようになる。

0 ＝保険金＋諸経費＋新契約費－保険料＋リスク調整＋残余マージン …4'

4' 式の右辺の項のうち、「新契約費」と「残余マージン」を左辺に移項させると、4" 式が出来上がる。

－（新契約費＋残余マージン）＝保険金＋諸経費－保険料＋リスク調整 …4"

一方、現在出口価値は、1式（$= COF_M - CIF_M + RA_M$）により算定されるが、新契約費は COF_M に含まれない。1式の各要素を言葉で示すと、1' 式のようになる。

現在出口価値＝保険金＋諸経費－保険料＋リスク調整 …1'

仮想的な第三者の見積りと保険者自身の見積りが同じであると仮定すると、4" 式の右辺と1' 式の右辺は同じになる。ここから、初日利得は、1' 式の右辺による計算の結果として算定されるものではあるが、それは、4" 式の左辺より、新契約費と（超過利益を意味する）残余マージンの金額と同額であることが分かる。

32） IASB[2010b]para. BC125 では、残余マージンは、幾つかの要因の集合として捉えられるとし、それらの要因には、(a)契約の組成、ポートフォリオ構築の対価、(b)補助的サービス提供の対価、(c)商品開発の対価、(d)保険者が重要な価格決定能力を有する場合の追加的なリターン、または、反対に、保険者が市場支配力を構築または維持しようとする場合のディスカウント、(e)保険者が契約における履行義務を充足しないかもしれないリスクが含まれるとしている。これらのうち、(d)の前半部分が、（プラスの）超過利益を意味しているといえる。本稿では、これが、残余マージンの本質的な性質ではないかと考えている。

（3）包括利益計算書の表示

そして、IASB の ED（2010）では、包括利益計算書の表示において、「マージンアプローチ（margin approach）[33]」が提案され、また、FASB の DP（2010）においても、審議会のメンバーの多くは IASB の ED (2010) の提案に同意している旨が述べられている[34]。マージンアプローチは、「保険契約に関連する全てのキャッシュインフローを保険契約者集団から受領する預り金として、そして、全てのキャッシュアウトフローを保険契約者集団への返済としてみる[35]」ものである。従って、キャッシュアウトフローの一部である新契約費も、それが生じたときに、保険契約者集団への預り金の返済として処理されることになる。これを仕訳で示すと、(a)のようになる[36]。ここでは、将来キャッシュアウトフロー（COF_{ES}）に含められる新契約費の金額を独立させて、COF_{AC} と記載することにする。

［保険負債 COF_{AC} ／現金 COF_{AC}］　…(a)

33）IASB［2010b］para. BC160。これは、「要約マージンアプローチ（summarised margin approach）」（*Ibid*., para. BC160）とも呼ばれる。

34）FASB［2010b］para. 125 を参照。

35）IASB［2010b］para. BC160。マージンアプローチについては、*Ibid*., para. 74、FASB［2010b］paras. 126（Example4 Alternative1),115 も参照。

36）(a)は、［労働用役 COF_{AC} ／現金 COF_{AC}］［保険負債 COF_{AC} ／労働用役 COF_{AC}］という二つの仕訳を合算したものではないかと考えられる。まず、保険者は従業員から労働用役を購入すると、前者の仕訳がなされ、そして、その労働用役が保険契約者集団に提供されると、その分だけ保険負債は減少し、従って、後者の仕訳がなされる。ただし、実務においては、一般的に「労働用役」は認識されないから、まず［新契約費 COF_{AC} ／現金 COF_{AC}］と仕訳され、これと同時に［保険負債 COF_{AC} ／新契約費 COF_{AC}］と仕訳されると考えられる。後者は、前者の修正仕訳であると捉えられる。すなわち、前者において計上された新契約費 COF_{AC} を取り消して、それを保険負債の減少に振り替えている会計処理であるといえる。

保険負債を保険契約者集団からの預り金として捉える場合、上記の［保険負債 COF_{AC} ／労働用役 COF_{AC}］という仕訳は、労働用役の提供という形態により、預り金（保険料）の一部が保険契約者集団に返済されたことを表していると捉えられる。なお、新契約費の多くは、保険者が保険料を受領する（預かる）前に生じると考えられる。この点について（2010 年の公表物では触れられていないが)、注 31 で示した$\boxed{4}$’式を用いて検討すると、以下のようになる。

0 ＝保険金＋諸経費＋新契約費－保険料＋リスク調整＋残余マージン　…$\boxed{4}$’

保険料を受領する前に新契約費が生じると、新契約費が生じた後の保険負債は、$\boxed{4}$’式の右辺の「新契約費」を左辺に移項させた$\boxed{4}$”’式の右辺によって、測定される。

－新契約費＝保険金＋諸経費－保険料＋リスク調整＋残余マージン　…$\boxed{4}$”’

この式から、新契約費が生じた後の保険負債は、マイナスであり、また新契約費と同額であることが分かる。つまり、保険料を受領する前に、従業員により労働用役が提供される（新契約費が生じる）と、これに対応して、マイナスの保険負債が認識される。マイナスの保険負債は、保険者の方が保険契約者集団に対して「貸し」ている状態を表しているといえる。その後、保険者が保険料を受領すると、マイナスの保険負債は解消に向かう。そして、マイナスの保険負債がプラスに転じると、それは、保険者が保険契約者集団から「借り」ている（預かっている）状態を表しているといえる。

（4）保険負債と履行義務

既述のように、初日利得の計上を排除する理由として、契約当初では、保険者は履行義務を充足していないということが挙げられている[37]。このことから、2010年の公表物では、保険負債を履行義務[38]とみていると捉えられる。その一方で、包括利益計算書の表示について、キャッシュインフローを保険契約者集団から受領する預り金として、キャッシュアウトフローを保険契約者集団への返済として捉えるマージンアプローチが採用されている。この点に注目すると、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみているように捉えられるが、しかしながら、2010年の公表物では、マージンアプローチを、包括利益計算書の表示（presentation）だけの論点として取り扱っている。従って、これらを勘案すると、2010年の公表物では、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみているわけではなく、あくまで、保険負債を履行義務とみていると考えられる[39]。

保険負債を履行義務とみる場合、かりに、新契約費を生じさせる労働用役の提供について、保

37） 初日利得計上の禁止に関して、IASB[2010b]では、このような理由が挙げられているが、一方、FASB[2010b]では、特段の記述はない。ただし、FASB[2009]pp. 2, 11-13では、初日利得の計上について、主に収益認識プロジェクトとの整合性の観点から議論されており、その結果、初日利得を認識すべきでないとしている。そして、このように初日利得を認識しないという「FASBの決定は、収益認識プロジェクトにおけるアプローチと整合させるため、保険者は、（保険）カバーの期間前には保険契約者に対するいかなる義務も充足していないから、（保険）カバーを提供する前に保険料（収益）を認識すべきでないという見方を基礎としていた」（IASB and FASB[2012a]para. 18（（　）書きは筆者））とされている。また、FASB[2010b]が公表された同年には、FASBとIASBから公開草案「顧客との契約から生じる収益認識」も公表され、そこでは、「企業は履行義務の充足時に収益を認識する」（FASB[2010a]para. 25、IASB[2010a]para. 25）とされる。これらの点を勘案すると、FASB[2010b]において初日利得を計上しない理由は、IASB[2010b]と同様、契約当初においては、保険者は履行義務を充足していないためと解釈される。

38） 履行義務は、2010年に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益認識」では、「顧客との契約において当該顧客に財又はサービスを移転するという（明示的あるいは非明示的で）強制可能な約束」（IASB[2010a]Appendix A、FASB[2010a]Appendix A）と定義されている。

39） 保険負債を履行義務として捉える場合の会計処理と、保険負債を保険契約者集団からの預り金として捉える場合の会計処理の相違については、川﨑[2015]を参照。

2010年の公表物では、保険負債を履行義務として捉える一方、そこで提案されている保険負債の測定や包括利益計算書の表示は、保険負債を保険契約者集団からの預り金として捉える立場におけるそれらであると考えられる（注31や注36で示した④’式は、保険契約の締結時点において、保険契約者集団からの預り金が0であることを表す）。よって、2010年の公表物における提案については、保険負債の捉え方と保険負債の測定が整合しておらず、そして、保険負債の捉え方と包括利益計算書の表示が整合していないということが指摘される。後述する2013年の公表物では、IASBの再ED（2013）とFASBのED（2013）の双方において、保険負債の捉え方と包括利益計算書の表示の不整合が解消され（本稿の4.（1）を参照）、さらに、FASBのED（2013）においては、保険負債の捉え方と保険負債の測定の不整合も解消された（本稿の4.(2) ①を参照）と捉えられる。詳細は、注5で示した別稿を参照（そこでは、「不整合」を「ねじれ」と表現している）。

険者が保険契約者に対して提供するサービスの一つであると捉えるのであれば、新契約費の発生時に（サービスを移転するという）履行義務が充足されるから、この時点で、新契約費を費用として、これに見合う成果を収益として計上する（あるいは少なくとも同額の費用と収益を計上する）ことが考えられる[40]。2010 年の公表物では、履行義務は、保険者が、保険契約者に特定の事象についての保険カバー（というサービス）を保険契約期間中に亘って提供する義務であると考えられているようであり[41]、また、保険契約締結時点では履行義務は充足していないとされていることを勘案すれば、新契約費を生じさせる労働用役の提供を、履行義務の一つとみていないと考えられる。その一方で、2010 年の公表物では、上記のとおり、新契約費を、保険負債の測定値を構成する将来キャッシュアウトフローに含めている。しかしながら、保険負債を履行義務として捉え、かつ、新契約費を生じさせる労働用役の提供を履行義務の一つとみない場合には、保険負債の測定値に、新契約費は含まれないようにすることが整合的であるといえる[42]。

40） これまでの記述から明らかであるように、新契約費の会計処理について、IASB の ED（2010）と FASB の DP（2010）では、同様の提案がなされている。ただし、その審議の過程に触れると、IASB は、新契約費を一括で費用処理し同額の収益を計上することを好んだ一方、FASB は、契約締結時点において収益を計上することに反対であった。しかしながら、包括利益計算書の表示方法として、マージンアプローチが採用されることになったため、保険契約締結時に、新契約費を相殺する収益を計上すべきかどうかという論点がそもそも生じなくなったとされる。こうした点については、IASB and FASB[2012a]paras. 15-19 を参照。

41） 保険契約の認識時点について記述する IASB[2010b]para. 14 では、「保険者はつぎの二日のうちの早い日に保険契約の当事者になる」とされ、それらの日として、「(a) 保険者が保険契約の条件により拘束される時」と「(b) 保険者が契約のもとでのリスクに初めて晒される時。それは、保険者が保険事象について保険契約者に保険カバー（insurance coverage）を提供する義務からもはや逃れられず、その保険契約者のリスクを再評価する権利をもはや有しておらず、そして、その結果として、そのリスクを完全に反映する価格を設定できなくなっている時」（下線は筆者）が挙げられている。FASB[2010b]para. 44 においても同様の記載がなされている。ここで、下線で示した部分が、保険者の履行義務を意味していると捉えられる。

42） 保険負債の測定値に新契約費が含まれるのは、保険負債を履行義務として捉え、かつ新契約費を生じさせる労働用役の提供も履行義務の一つとみる場合、あるいは、保険負債を保険契約者集団からの預り金として捉える場合（注 36 を参照）であると考えられる。

なお、新契約費を生じさせる労働用役の提供についても、保険者が保険契約者に対して提供するサービスの一つとみる立場をとるものとして、O'Brien[1998]や O'Brien[1994]が挙げられる。（ただし、これらの論文では、履行義務という概念は使用されていない）。そこでは、新契約費が発生した時点において、未収収益（outstanding revenue matching acquisition costs: ORMAC）が認識され、これに伴って収益（売上）が計上される。未収収益の金額は、回収されていない新契約費の金額とこれに関連する利益額により構成される。詳細については、O'Brien[1998]pp. 311, 319-320、O'Brien[1994] paras. 3. 6. 3-3. 6. 4, 7. 6 を参照。

（5）小括

既述のように、初日利得の計上を阻止すると、新契約費の一括での費用計上の阻止に繋がる。2010 年の公表物では、初日利得の計上を禁止しており、また、新契約費を保険負債に含めることで一括での費用計上を阻止しているといえる。

そして、2010 年の公表物では、包括利益計算書の表示としてマージンアプローチを採用している。このアプローチは、保険負債を保険契約者集団からの預り金とみる場合に採用される包括利益計算書の表示形式であると考えられる。しかしながら、2010 年の公表物では、マージンアプローチは包括利益計算書の表示だけの論点として捉えられており、保険負債については、保険契約者集団からの預り金ではなく、むしろ、履行義務とみていると考えられる。

保険負債を履行義務とみるとき、新契約費を生じさせる労働用役の提供は、履行義務に含まれるのかどうかという点が論点となる。2010 年の公表物では、保険契約締結時点では履行義務は充足していないとしていることから勘案すれば、新契約費を生じさせる労働用役の提供を、履行義務の一つとみていないと考えられる。その一方で、2010 年の公表物では、新契約費を、保険負債の測定値を構成する将来キャッシュアウトフローに含めている。保険負債を履行義務として捉え、かつ、新契約費を生じさせる労働用役の提供を履行義務の一つとみない場合には、保険負債の測定値に、新契約費は含まれないようにすることが整合的であるといえる。

4．2013 年の公表物

（1）IASB の再 ED（2013）

IASB の再 ED（2013）では、包括利益計算書について、IASB の ED（2010）で提案されていたマージンアプローチから変更され、保険契約収益及び費用の表示が提案されている[43]。この点は、後に検討する FASB の ED（2013）においても同様である[44]。保険負債を履行義務とみるとき、包括利益計算書には、保険者が、サービス提供により負う犠牲が費用として、サービス提供により稼得する成果が収益として、表示されることが適切であると考えられる。従って、2013 年の公表物において、収益及び費用が計上されるように、包括利益計算書の表示が 2010 年の公表物から変更されたことは、妥当であるといえる。

保険契約収益及び費用の表示が求められるとき、新契約費について、いつ費用計上し、これに見合う収益を計上するのかという問題が生じる。IASB の再 ED（2013）は、保険契約期間が開始される前（保険カバーの提供前）は、保険者は保険契約者に対する履行義務をなんら果してお

43） IASB[2013]paras. 56-57 を参照。
44） FASB[2013]paras. 834-10-55-172, BC292 を参照。

らず、この時点においては収益を認識すべきではないと考えており[45]、そして、この考え方と整合させるため、「保険者は、表示目的として、契約において提供されるサービスのパターンに従って、（保険）カバーの期間に亘って、そのようなコスト（新契約費）に関連する保険契約収益及び費用を表示する[46]」ことを提案している。

つまり、新契約費の会計処理は、それが生じた期に(a)[保険負債 COF_{AC} ／現金 COF_{AC}]と会計処理されるが、しかしながら、包括利益計算書の表示目的として、新契約費の金額を保険契約期間に亘って、徐々に、費用として計上し、また同額の保険契約収益を計上するということになる。仕訳として示すと、(b)のようになる[47]。

[新契約費／保険契約収益]　…(b)

保険契約期間の各期の保険契約収益は、簡潔にいえば、その期の保険金、諸経費、保険者の報酬であるリスク調整の変化額と契約サービスマージン（後述のようにIASB[2010b]での残余マージンに相当）の利益認識額に、新契約費の一部を加えた金額となり[48]、これが「企業（保険者）がサービスと交換に獲得すると期待する対価を反映する金額[49]」であると考えられている。

保険契約者の観点からすれば、保険料のうち、新契約費に見合う部分も、あくまで、保険カバーを提供するという履行義務の充足の対価の一部であると考えられ[50]、よって、保険者が保険契約者から受領する保険料は、全体として、保険カバーを提供するという履行義務の充足の対価である。こうした履行義務の充足により収益を認識し、各期の収益をその期の履行義務充足の対価額（つまり、保険料額）で計上するという考え方のもとでは、新契約費（に見合う保険料額）を、各期の履行義務充足の程度に応じて、各期の収益の金額に含めるということになる。

このように、IASBの再ED（2013）では、包括利益計算書の表示について、IASBのED（2010）から変更された。一方、保険負債の測定に関して、IASBのED（2010）でいうところの履行キャッシュフローの現在価値と残余マージンは、IASBの再ED（2013）では、それぞれ、「履行キャッシュフロー（fulfilment cash flows）[51]」と「契約サービスマージン（contractual service margin）[52]」と呼ばれているものの、IASBの再ED（2013）において提案される保険負債

45）　IASB[2013]para. BC95を参照。
46）　*Ibid*., para.BC95（傍点と（　）書きは筆者）。また、*Ibid*., para. BCA49も参照。
47）　ここから、貸借対照表の項目の変動額と各期の包括利益計算書に計上される収益・費用の金額が、一致しない状態になることが指摘される。ただし、この点については、同額の収益と費用が計上され、純利益には影響しないことから、あまり問題視されていないようである。
48）　*Ibid*., paras. B90, IE18（Example 8, f n(a)）が参考になる。
49）　*Ibid*., para. 56（（　）書きは筆者）。
50）　IASB[2007]para. 164が参考になる。
51）　IASB[2013]para. 18(a)。
52）　*Ibid*., para. 18(b)。

の測定は、IASB の ED（2010）から基本的には変更されていない[53]。新契約費に関していうと、IASB の再 ED（2013）では、IASB の ED（2010）と同様に、新契約費を生じさせる労働用役の提供を、履行義務の一つとはみていない一方で、新契約費を、履行義務を意味する保険負債の測定値に含めるという問題が生じている[54]。この点、つぎに検討する FASB の ED（2013）では、新契約費を、履行義務を意味する保険負債から分離する試みがなされている。

なお、IASB の ED（2010）からの変更点としては、保険契約の当初認識の時点も挙げられる。すなわち、簡潔にいうと、保険契約の当初認識時点は、IASB の ED（2010）では契約締結時点とされていたが[55]、IASB の再 ED（2013）では契約の開始時点に変更されている[56][57]。

53） 見積り変更時の会計処理については変更されているが、本稿では取り上げない。

また、IASB の再 ED（2013）では、「保険契約開始以前に生じたキャッシュフロー（pre-coverage cash flows）」というものが登場するが、これについては注 57 を参照。

54） なお、IASB の ED（2010）では、保険負債の測定に含められるのは、増分新契約費とされていたが、IASB の再 ED（2013）では、保険負債の測定に含められる新契約費の範囲が拡大している。すなわち、保険負債の測定には、「保険契約の各ポートフォリオに、合理的そして一貫した基準で配分することができる、直接的に帰属可能な新契約費」（*Ibid.*, para. B66(c)）が含まれ、そのような「新契約費は、ポートフォリオのなかの個々の保険契約に直接帰属させることができないコストを含む」（*Ibid.*, para. B66(c)）とされる。

55） 詳細は IASB[2010b]paras. 13-14 を参照。

56） 詳細は IASB[2013]para. 12 を参照。

57） IASB の ED（2010）では、新契約費は、保険契約の締結時点において、保険金や諸経費とともに将来見込まれるキャッシュアウトフローとして、保険負債の測定に組み込まれていた。一方、IASB の再 ED（2013）のように、保険負債の当初認識時点が保険契約の開始時点になる場合、新契約費のうち、保険契約期間の開始以前に生じるものについての会計処理が問題となる。もっとも、これは、IASB の再 ED（2013）だけでなく、IASB の ED（2010）においても共通の論点である。すなわち、新契約費のなかには、保険契約の締結以前の保険契約の獲得時点において生じるものもあるから、保険負債の当初認識時点を保険契約の締結時とする IASB の ED（2010）においても、保険負債の当初認識時点以前の新契約費に関する会計処理が問題となる（この点は、IASB and FASB[2012b]para.8 が参考になる）。

IASB の再 ED（2013）では、IASB の ED（2010）と同様に、新契約費は、それが生じたときに、保険負債の減少として会計処理され、既述の（a）［保険負債 COF_{AC} ／現金 COF_{AC}］の仕訳がなされると考えられる。一方、保険契約の開始時点においては、IASB の再 ED（2013）では、保険負債は、履行キャッシュフロー、保険契約開始以前に生じたキャッシュフロー（pre-coverage cash flows）、そしてこれらの合計と（符号は反対で）同額の契約サービスマージンを足して、0 と測定される（IASB[2013]paras. 18, 28, 13 を参照）。保険契約開始以前に生じたキャッシュフローというのが、主に、新契約費のことを指している。この、保険契約開始時点の仕訳は、(c)のようになると考えられる（(c)に記載した（　）は、保険負債の測定値 0 の構成要素を示す）。

［—／保険負債 0（= 保険金 + 諸経費 + 新契約費 COF_{AC} − 保険料 + リスク調整 + 契約サービスマージン）］ …(c)

そして、(c)の保険負債の測定値 0 を構成する要素である「新契約費」は、さきに会計処理された(a)と相殺されることになる。つまり、(a)は、将来の保険契約開始時点において、保険負債のプラス

（2）FASB の ED（2013）

① 保険負債とマージン

まず、FASB の ED（2013）では、FASB の DP（2010）でいうところの、「純キャッシュフローの確率により加重された見積りの現在価値」は、「履行キャッシュフロー（fulfillment cash flows）[58]」と呼ばれ、「複合マージン」は、単に、「マージン[59]」（margin: M）と呼ばれている。

そして、FASB の DP（2010）では、将来キャッシュフロー（の現在価値）と複合マージンは、ともに、保険負債を構成する要素であったが、一方、FASB の ED（2013）では、履行キャッシュフローが保険契約における保険者の純額の義務（あるいは権利）を示すのに対して、マージンは繰延利益（期待利益）を表すと考えられることから、マージンを、保険負債から分離し、負債の部に独立の項目として計上することが提案されている[60]。従って、保険負債は、履行キャッシュフローのみにより測定されることになる。マージンは期待利益であり、保険者の義務ではないから、FASB の ED（2013）において、保険負債の測定が FASB の DP（2010）から変更されて、マージンが履行義務を意味する保険負債から分離されたことは、妥当であるといえる。

また、FASB の DP（2010）では、新契約費は、予想される保険料、保険金、そして諸経費とともに純キャッシュフローの現在価値に含まれているが、この点について FASB の ED（2013）では、「新契約費は企業（保険者）と保険契約者との間の契約の一部ではないため、支払われることが予想される新契約費を保険契約者に対する義務を履行するために生じると予想されるキャ

の構成要素として「新契約費」が計上されることを見越し、いわば先回りして、この部分を減少させている会計処理であると考えられる。

本来の順序としては、保険契約の獲得段階で(c)の会計処理を行い、そして、同時点において新契約費が生じたときに、(a)の会計処理を行うことが考えられる。この場合には、「保険契約開始以前に生じたキャッシュフロー（pre-coverage cash flows）」という概念は必要なく、新契約費は、将来のキャッシュアウトフローの一部として、保険負債のうちの履行キャッシュフローに含められることになる。一方、IASB の再 ED（2013）では、保険負債の当初認識時点は、保険契約の開始時点であるので、上記のように、本来の会計処理の順序とは逆転することになる。この点に関して、IASB の再 ED（2013）では、「IASB は、実質的に、企業（保険者）は新契約費が生じる日から保険契約を認識することになるだろうと考えている」（*Ibid.*, para. BCA215（（　）書きは筆者））としており、これは、保険負債の当初認識時点を、保険契約の開始時点と定めてはいるものの、保険契約の獲得時点において保険負債の当初認識を行うことが、本来の順序としては適切であるということを含意していると捉えられる。

もっとも、既に述べたとおり、IASB の再 ED(2013)では、IASB の ED(2010)と同様に、保険負債を履行義務として捉えており、かつ、新契約費を生じさせる労働用役の提供を履行義務の一つとはみていないことから、そもそも、保険契約者に対する履行義務を意味する保険負債に、新契約費を含めることが問題となる。

58） FASB[2013]para. 834-10-30-1(a)。

59） *Ibid.*, para. 834-10-30-1(b)。

60） *Ibid.*, paras. BC371, 834-10-55-171, BC197, p.6 を参照。

ッシュフロー（保険金や諸経費）と同様の方法により（履行キャッシュフローに）含めることについて、一部の審議員が懸念を表明した[61]」と述べられている。つまり、そこには、履行キャッシュフローには、保険者がその義務を履行するのに生じるキャッシュフローが含まれるべきであって、保険契約を獲得するために生じるキャッシュフローはそこから区別されるべきであるという考え方がある[62]。このような考え方のもと、FASB の ED（2013）では、新契約費を、履行キャッシュフローではなく、保険負債から分離されたマージンに含めることが提案されている[63][64]。

② マージンと新契約費

上記のように、FASB の ED（2013）では、新契約費はマージンに含まれることになった。ここでは、この点について、より詳しく検討していく。なお、保険契約の当初認識の時点について、簡潔にいうと、FASB の DP（2010）では保険契約の締結時としていた[65]が、FASB の ED（2013）では保険契約の開始時としている[66]。

FASB の ED（2013）では、保険契約を獲得する段階で、まず、生じる新契約費の金額（COF_{AC}）の現在価値を見積もり、これと同額のマージンを貸方に、マージンの控除項目を借方に計上することになると考えられる。そこでは、貸方のマージンは予想される新契約費を表す一方、借方のマージンの控除項目は費用として未認識の新契約費を表し、これを仕訳として示すと(d)のようになる[67]。ここでは、これまでと同様に、利子率は 0% と仮定する。

61） *Ibid*., para. BC177（（ ）書きは筆者）。

62） *Ibid*., para. BC178 を参照。

63） *Ibid*., para. 834-10-30-14(a)を参照。

64） FASB の DP（2010）では、保険負債の測定に含められるのは、増分新契約費とされていたが、FASB の ED（2013）では、保険負債の測定に含められる新契約費の範囲が拡大している。すなわち、FASB の ED（2013）では、「契約のポートフォリオの成功した獲得に関連する直接的なコストのみ」（*Ibid*., para. BC162）を、保険負債の測定に含めるとしている（*Ibid*., para. 834-10-55-104 も参照）。IASB の再 ED（2013）と FASB の ED（2013）では、保険負債に含める新契約費の範囲について、前者は獲得が不成功に終わった契約に関するコストを含むのに対し、後者は含まない点において異なる（*Ibid*., p. 398 を参照）。

65） 詳細は、FASB[2010b]para. 44 を参照。

66） FASB[2013]paras. 834-10-25-11, BC66, BC71 を参照。

67） FASB[2013]では、具体的に仕訳が示されているわけではないが、後述するように、para.834-10-30-14 では、マージンは、予想新契約費の現在価値から未認識新契約費を控除した金額を含むとされており、この規定を忠実に仕訳として表現しようとすれば、保険契約を獲得する段階で、(d)のように、貸方にマージンが、借方にマージンの控除項目が同額で計上されると考えられる。従って、両者を相殺することが考えられるが、両者は（予想新契約費と未認識新契約費という）異なる性質を有しているといえるため、ここでは、両者を相殺せずに取り扱う。

［マージン（未認識新契約費）COF_{AC}／マージン（予想新契約費）COF_{AC}］…(d)

そして、新契約費が生じると、これと同時に、貸方に計上されていたマージンが減少する。これを仕訳として示したものが、(e)である[68]。

［マージン（予想新契約費）COF_{AC}／現金 COF_{AC}］…(e)

その後、保険契約の開始時には、保険負債（あるいは保険資産）の当初測定が行われる。保険契約の開始時点では、通常、保険資産が計上されることになり、仕訳として示すと、(f)のようになる。

［保険資産 CIF_{ES} − COF_{ES}／マージン M_{ES}］…(f)

FASB の ED（2013）では、マージンは、予想新契約費の現在価値から未認識新契約費を控除した金額を含むとされる[69][70]。契約獲得の段階で、(d)の仕訳において貸方に計上されたマージン（予想新契約費）は、実際に新契約費が生じて全て消滅した（(e)の仕訳）と仮定すると、契約開始時におけるマージンの勘定は以下のようになり、マージンの金額は、この時点において計上された M_{ES} から、未認識新契約費の COF_{AC} を控除して計算されることになる。

マージン	
COF_{AC}	M_{ES}

ここから、マージンという勘定は、将来の期に期待される利益 M_{ES}（保険者の報酬）だけでなく、現時点までに費用として未認識の新契約費 COF_{AC} をプールしている勘定といえる。マージンは、期待利益と期待利益の控除項目としての未認識費用を収容している勘定であり、M_{ES} から COF_{AC} を控除した金額は、将来の期に期待される純額の利益を表すと考えられる。

68）(e)は、［労働用役 COF_{AC}／現金 COF_{AC}］［マージン（予想新契約費）COF_{AC}／労働用役 COF_{AC}］の合算ではないかと考えられる。なお、実務においては、まず［新契約費 COF_{AC}／現金 COF_{AC}］と仕訳され、これと同時に［マージン（予想新契約費）COF_{AC}／新契約費 COF_{AC}］と仕訳されると考えられる。後者は、前者の修正仕訳であると捉えられる。つまり、前者において計上された新契約費 COF_{AC} を取り消して、それをマージンの減少に振り替えている会計処理であるといえる。

69）*Ibid.*, para. 834-10-30-14 を参照。

70）*Ibid.*, para. 834-10-55-153 では、新契約費について具体的な例が記載されている。そこでは、10 年の保険契約において、将来受領予定の保険料（CIF_{ES}）が 200、将来支払予定の保険金や諸経費（COF_{ES}）が 140 と見積もられ、従ってマージン M_{ES} は 200 − 140 = 60 と計算される。さらに、予想される新契約費は、当初認識時（保険契約開始時）よりも前に 5、当初認識後に代理店等への継続的なコミッション（手数料）として 5 年に亘り毎期 3 ずつ合計 15 生じる、つまり、新契約費としては合計 20 生じるという状況を想定している。従って、この例における当初認識時のマージンの金額は、上記の 60 に、この時点における予想新契約費である 15 を足して、未認識新契約費 20 を引き、55 となる。

③　保険契約収益及び費用

さきに述べたように、包括利益計算書の表示について、FASB の ED（2013）では、FASB の DP（2010）の提案から変更されて、保険契約収益及び費用を計上することが提案された。そして、FASB の ED（2013）では、履行義務の充足の度合に応じて、マージン M_{ES} の一部が収益に振り替えられるとともに、マージンの控除項目である未認識新契約費 COF_{AC} の一部が、費用に振り替えられる[71) 72)]。仕訳として示すと(g)(h)のようになる。

［マージン M_{ES} ／保険契約収益 M_{ES}］　…(g)

［新契約費 COF_{AC} ／マージン（未認識新契約費）COF_{AC}］　…(h)

従って、当期の費用としては、その期の保険金、諸経費、そして上記のようにして認識された新契約費が計上される[73)]。また、保険契約収益は、簡潔にいえば、その期の保険金、諸経費、そしてマージンの合計として計算されることになると考えられる[74)]。

④　保険契約獲得に係る負債

既述のように、FASB の ED（2013）では、新契約費は、保険者が保険契約者に対する履行義務を果たすために生じるものではなく、よって、新契約費を、保険者の保険契約者に対する履行義務を測定する履行キャッシュフローには含めるべきではないと考えられている。保険契約に関して計上されている貸方の項目を、保険負債（履行義務）とマージンに限定するとき、新契約費を、前者に含めるべきではないとすると、後者に含めるしかないということになる。このように、新契約費をマージンに含めるというのは、いわば消去法によって導き出されたものといえる。マージンは、保険契約に関する期待利益を表しており、マージンが減少するのは、それが当期の利益に振り替えられるときである。従って、新契約費が生じたときに、(e)のように、マージンが減少する会計処理は適切ではないと考えられる。つまり、マージンは、保険契約に関する期待利益を意味するのであって、キャッシュアウトフローとは直接結びつくものではない。

かりに、保険契約に関する貸方の項目を、保険負債（履行義務）とマージンに限らないのであれば、例えば、下記の(i)の会計処理のように、「保険契約獲得に係る負債」といった勘定を設け

71）　*Ibid*., paras. BC316, BC318 を参照。

72）　このように、未認識新契約費をマージンの控除項目とすることで、注 47 で指摘した、IASB の ED（2013）のように、貸借対照表の項目の変動額と各期の包括利益計算書に計上される収益・費用の金額が、一致しないという事態を回避する意図もあるように考えられる。

73）　*Ibid*., para. 834-10-55-172 を参照。

74）　*Ibid*., para. 834-10-55-164 を参照。これらの合計として算出される収益は、「保険サービスが提供される時点での、基礎となる保険サービスの現金販売価格を反映している」（*Ibid*., para. BC218。また、*Ibid*., para. BC381 も参照）と考えられている。

て、これに対応して、借方に未認識新契約費を意味するマージンの控除項目を計上するということが考えられる。この場合、(j)の会計処理に示すように、新契約費が生じると、マージンではなく、保険契約獲得に係る負債が減少する[75]。借方のマージンは期待利益のマイナス項目（控除項目）を意味しており、保険契約の各期に亘り、徐々に費用に振り替えられると考えられる。

［マージン（未認識新契約費）COF_{AC}／保険契約獲得に係る負債（予想新契約費）COF_{AC}］　…(i)

［保険契約獲得に係る負債（予想新契約費）COF_{AC}／現金 COF_{AC}］　…(j)

（3）小括

2010年の公表物や2013年の公表物のように、保険負債を履行義務とみるとき、保険者が、サービス提供により負う犠牲が費用として、サービス提供により稼得する成果が収益として、表示されることが妥当であると考えられる。従って、2013年の公表物が、包括利益計算書について、2010年の公表物の提案から変更し、収益及び費用の表示を提案していることは適切であるといえる。そして、2013年の公表物では、新契約費を生じさせる労働用役の提供を、保険者が負う履行義務の一つとみておらず、従って、契約当初においては、収益及び費用は表示されないこととなる。

このように、2013年の公表物では、2010年の公表物と同様、新契約費を生じさせる労働用役の提供を、保険者が負う履行義務の一つとみていない。また、IASBの再ED（2013）では、2010年の公表物と同様、新契約費は、履行義務を意味する保険負債の測定に含まれることになる。しかしながら、2010年の公表物の検討において述べたように、保険負債を履行義務として捉え、かつ、新契約費を生じさせる労働用役の提供を、保険者の履行義務の一つとみない場合、新契約費は、履行義務を意味する保険負債の測定に含められないようにする方が整合的であると考えられる。

この点、FASBのED（2013）では、新契約費は、（保険負債から分離した）マージンに含められており、履行義務を意味する保険負債の測定に、履行義務ではないものが含まれるという上記の問題は解消される。しかしながら、この会計処理は、保険契約に関する貸方の項目を、保険負債（履行義務）とマージンに限定する場合に、いわば消去法によって導き出されたものといえる。かりに、保険契約に関する貸方の項目を、この二つの項目に限らないのであれば、例えば、

75）(j)は、［労働用役 COF_{AC}／現金 COF_{AC}］［保険契約獲得に係る負債（予想新契約費）COF_{AC}／労働用役 COF_{AC}］の合算ではないかと考えられる。なお、実務においては、一般的に「労働用役」は認識されないから、まず［新契約費 COF_{AC}／現金 COF_{AC}］と仕訳され、これと同時に［保険契約獲得に係る負債（予想新契約費）COF_{AC}／新契約費 COF_{AC}］と仕訳されると考えられる。後者は、前者の修正仕訳であると捉えられる。つまり、前者において計上された新契約費 COF_{AC} を取り消して、それを保険契約獲得に係る負債 COF_{AC} の減少に振り替えている会計処理であるといえる。

「保険契約獲得に係る負債」といった勘定を別途設けることが考えられる。

5．総括

本稿では、保険負債と新契約費の会計処理の関係に注目して、IASB 及び FASB を中心とした昨今の保険会計をめぐる議論の変遷を検討した。そこでは、どの公表物においても、保険契約の獲得、締結、開始時点において、新契約費の単独での一括費用計上により、（保険者が収益性のある保険契約を獲得したにもかかわらず）保険者の業績が圧迫されることを回避する意図があると考えられる。IASB（IASC）の初期の公表物では、保険負債（保険資産）の測定の結果生じる初日利得と新契約費が相殺されることが期待されているといえ、初日利得と新契約費の一括費用処理はいわばセットで取り扱われた。2010 年の IASB 及び FASB の公表物では、初日利得を禁止したことにより、新契約費の処理も見直され、新契約費は保険負債の測定値に含められることとなり、この点は、2013 年の IASB の公表物に引き継がれた。しかし、この見直しの結果、2010 年の IASB 及び FASB の公表物、そして、2013 年の IASB の公表物では、履行義務として捉えられる保険負債の測定値に、履行義務を果たすために生じるものではない新契約費が含まれるという問題が生じたと考えられる。一方、2013 年の FASB の公表物では、保険契約者に対する履行義務を意味する保険負債から、保険者が稼得すると期待する利益であるマージンが分離され、新契約費は、保険負債ではなくマージンに含められた。2013 年の FASB の公表物では、2010 年の IASB 及び FASB の公表物、そして、2013 年の IASB の公表物における上述の問題が解消されたものの、新契約費をマージンに含めるという会計処理にも問題があることが指摘された。新契約費をマージンに含めるというのは、いわば消去法によって導き出されたものといえ、保険契約に関する貸方の項目を、保険負債（履行義務）とマージンに限らないのであれば、例えば、「保険契約獲得に係る負債」といった勘定を別途設けることが考えられる。

文献

Ebbers, Gabi [2007], The insurance industry and fair value, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting,* Routledge.

FASB: Financial Accounting Standards Board [2009], Minutes of February 25, *Insurance Contracts — Measurement.*

——[2010a], Exposure Draft, Revenue Recognition (Topic 605), *Revenue from Contracts with Customers.*

——[2010b], Discussion Paper, *Preliminary Views on Insurance Contracts.*

——[2013], Exposure Draft, *Insurance Contracts* (*Topic834*).

——[2014], Minutes of February 19, *Insurance Contracts*.

Forfar, D. O. and N. B. Masters [1999], Developing an international accounting standard for life assurance business, *British Actuarial Journal,* 5(4).

Horton, J. and R. Macve [1998], Planned changes in accounting principles for UK life insurance companies: A preliminary investigation of stock market impact, *Journal of Business Finance and Accounting,* 25(1)&(2).

Horton, J., R. Macve and G. Serafeim [2011], 'Deprival value' vs. 'fair value' measurement for contract liabilities: How to resolve the 'revenue recognition' conundrum?, *Accounting and Business Research,* 41(5).

IASB: International Accounting Standards Board [2001], Draft Statement of Principles, *Insurance*.

——[2004], International Financial Reporting Standard 4, *Insurance Contracts*.

——[2007], Discussion Paper, *Preliminary Views on Insurance Contracts*.

——[2010a], Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*.

——[2010b], Exposure Draft, *Insurance Contracts*.

——[2013], Revised Exposure Draft, *Insurance Contracts*.

——[2015], Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*.

IASB and FASB [2012a], Agenda Paper 2B/83B, Insurance Contracts, *Acquisition Costs — the Story so far*.

——[2012b], Agenda Paper 2A/89A, Insurance Contracts, *Acquisition Costs — Accounting in the Pre-coverage Period*.

IASC: International Accounting Standards Committee [1999], Issues Paper, *Insurance*.

川﨑芙有[2015]「保険契約の捉え方と保険負債の会計処理」『三田商学研究』第57巻第6号。

Macve, R. and G. Serafeim [2006], 'Deprival value' vs 'fair value' measurement for contract liabilities in resolving the 'revenue recognition' conundrum: Towards a general solution, *LSE Working Paper*.

O'Brien, C. D. [1994], Profit, capital and value in a proprietary life assurance company, *Journal of the Institute of Actuaries*, 121.

——[1998], The derivation and application of accounting standards to the market value of liabilities, in I. T. Vanderhoof and E. I. Altman (ed.), *The Fair Value of Insurance Liabilities*, Kluwer Academic Publishers.

トーマツ：有限責任監査法人トーマツ金融インダストリーグループ[2011]『IFRS 保険契約』清文社。
――[2013],『Q&A 業種別会計実務 12・保険』中央経済社。